

かすみがうら市議会委員会文教厚生委員会会議録

---

平成29年11月15日 午前10時00分 開 議

---

出席委員

委員長 田谷文子  
副委員長 設楽健夫  
委員 古橋智樹  
委員 岡崎勉

---

欠席委員

委員 宮嶋謙

---

出席説明者

教育長 大山隆雄  
市民部長 櫻井清  
保健福祉部長 寺田茂孝  
教育部長 飯田泰寛  
国保年金課長 元木義和  
健康づくり増進課長 木村俊夫  
生涯学習課長 中泉栄一

---

出席書記名

議会事務局 檜山宏美

---

## 議 事 日 程

平成29年11月15日（水曜日）午前10時00分 開 議

1. 開 会
2. 教育長あいさつ
3. 事 件
  - (1) 国保広域化に伴う国民健康保険税について
  - (2) 国民健康保険税の納期について
  - (3) かすみがうら市生涯学習推進計画（案）について
  - (4) かすみがうら市健康まつりの開催について
  - (5) その他
4. 閉 会

---

開 議 午前10時00分

### ○田谷文子委員長

それでは、委員の皆様にはお忙しい中お集まりいただきましてありがとうございます。

ただいまの出席委員は4名で会議の定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

それでは、ただいまから文教厚生委員会を開きます。

本日の日程に入ります前に、本日、教育長がご出席されておりますので、ご挨拶をお願いします。

### ○教育長（大山隆雄君）

改めまして、おはようございます。

本日は、何かとお忙しいところ、文教厚生委員会を開催していただきまして、まことにありがとうございます。

さて、今回は国保広域化に伴う国民健康保険税について、国民健康保険税の納期について、かすみがうら市生涯学習推進計画（案）、かすみがうら市健康まつりの開催についての4件についてご提案とご説明をさせていただくことをお願いしております。委員の皆様には、今後の本市福祉及び教育行政遂行へのご助言も含めましてご意見をいただければと考えておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

以上でございます。

### ○田谷文子委員長

ありがとうございました。

それでは、書記を指名いたします。

議会事務局、檜山係長を指名いたします。

本日の日程は、お手元に配布いたしました会議次第のとおりでございます。

それでは、早速本日の日程事項に入らせていただきます。

初めに、国保広域化に伴う国民健康保険税についてを議題といたします。

説明を求めます。

市民部長 櫻井 清君。

### ○市民部長（櫻井 清君）

おはようございます。

前回、10月19日の文教厚生委員会で国民健康保険運営協議会の報告ということで、ちょっと時間がなかったものですから、簡単に報告だけさせていただき、まことに申しわけありませんでした。

今回については時間がとれましたので、先月10月16日に行われました国民健康保険運営協議会の内容について、説明させていただきたいと思います。内容については（1）国保広域化に伴う国民健康保険税についてと、（2）国民健康保険税の納期についての2つの案件について説明をさせていただきたいと思います。説明については、国保年金課、元木課長からさせますので、どうぞよろしくお願いいたします。

#### ○田谷文子委員長

国保年金課長 元木義和君。

#### ○国保年金課長（元木義和君）

それでは、私のほうから、まず（1）の国保広域化に伴う国民健康保険税についての資料を開いていただきたいと思います。右上文教厚生委員会資料の資料1ということで、その後ろ別紙1から6までございまして、最後が資料2は（2）の納期について説明させていただきます。

それでは、まず（1）のほうから説明します。

こちら、資料1ページで、事業費納付金等の試算にかかるこれまでの経緯ということで説明させていただきます。

（1）平成27年8月に茨城県市町村国保広域化等連携会議の中に4つの部会、国保事業費納付金算定検討部会、標準保険料率等算定検討部会、市町村国保事務の標準化検討部会、標準事務処理システム検討部会の4部会を設置するように要綱が変更されまして、各市町村から担当者1名ずつ選出になりまして、平成27年10月からこの部会の中でいろいろな協議がされるようになりました。

こちらの茨城県市町村国保広域化等連携会議というのは、平成22年6月28日からスタートしまして、広域化に向けていろいろ協議をしていたわけですが、こまかな部分の協議ということで平成27年8月から部会が設置された形になっております。

（2）の各部会の協議を経まして、国からの納付金及び標準保険料率算定方法ガイドラインに基づいて、茨城県から第1回目の試算結果が平成29年1月に示されました。

こちらの資料1枚めくってもらいまして、別紙1でかすみがうら市という部分がマーカーで塗ってございますが、こちらが初めて県から示された数字になっております。もともと左側の市町村名の脇に平成27年度保険料等の総額が書いてあると思いますが、これが実際平成27年度決算に基づいて市町村で集めた保険料額、それから保険基盤安定制度繰入金（保険料軽減分）、それと決算補填を目的とした一般会計繰入額、赤字額の含んだものを合計しまして、それと県のほうで保険料総額を出しまして、各市町村に割り当てた部分で、多いか少ないかという比較の表になってございます。この表の一番上に基本、県内統一、二次医療圏統一ということで3パターンが最初示された経緯がございまして、

また、1ページに戻っていただきたいと思います。1ページのところの（3）で、試算に係る3つの算定方法が示され、市町村長への意見照会が行われたということで別紙2がありますが、この内容を申しますと、まず①として基本的な算定方法、市町村ごとの年齢構成の差を調整した医療費水準と所得水準を考慮したもの。保健事業費やその成果によって医療費が減った場合などは、保険料が減額されるように反映されるような形になっております。同じ所得水準であれば市町村ごとの医療費水準に応じた保険料水準となるものが基本的な算定方法となる。

②は、県内統一の保険料水準とする算定方法ということで、市町村ごとの所得水準のみを考慮して、医療費が多い、少ないは算定方法とみなさずに、各市町村に割り当てる方法となりました。

③の二次医療圏ごとの統一の保険料水準とする方法につきましては、県南地区ですと土浦保健所管内の市町村、その市町村ごとの医療費所得水準を考慮して、最終的な保険料を決めるというこの3つの試算のパターンが県から示されました。

これに対して、別紙2になりますが、県で市町村へのどのような算定方法がいいかという市町村長に対する意見を採りました。その得票数としては基本的な算定方法が27市町村、県内統一の保険料水準とする方法が13市町村、二次医療圏が4市町村ということが各市町村の意見照会としてされました。下に主な理由として書いてありますが、基本的に県内統一の保険料というものが基本で、本来であればその形がベストだと思うという意見は多数あったと思いますが、今まで保健事業などを取り入れて、いろいろ健康づくりに力を入れて、保険料を上げないような努力をした市町村の差が無駄になってしまうというようなことがありまして、①の基本的な算定方法、今までの医療費水準、それから所得水準など市町村の年齢構成などもそうですが、主に違う点は健康づくり事業で医療費がかかっている市町村が安くなるというようなことになりまして、この基本的な算定方法が一番多かったという形になります。

そして、また1ページに戻っていただきたいのですが、一番下の行ですが、(4)平成29年3月に第1回、平成29年5月に第2回の茨城県国民健康保険制度移行準備委員会が開催されまして、国民健康保険の運営方針や国保事業費納付金等の算定方法について協議もされました。市町村の連携会議のほかに、県で選ばれた方の準備委員会を設立して、その中でもこちらの説明が行われまして、最終的には①の基本的な算定方法を採用することの説明が行われました。

そして、(5)平成29年3月に茨城県より第2回目の試算結果、別紙3が示されまして、(6)平成29年9月に茨城県より第3回目の試算結果、別紙4が示されたということになっております。この試算については、括弧内ですが1回目から3回目まで全て平成27年度の保険料収納額をもとに試算されているために、平成28年度の保険料収納額をもとに試算するのは今後の予定となっております。

今後は事業費納付金の算定にかかる国からの仮係数の提示が10月中に、12月に確定係数の提示、その後茨城県から事業費納付金の確定が平成30年1月の予定ということになっておりますが、市としてはこれまでの試算結果をもとに来年度の保険料率について検討することとなっております。

そして、別紙1が1回目で、別紙2が市町村長の意見集約状況、別紙3が第2回目の試算結果、別紙4が第3回目の試算結果となっております。別紙5の横の表ですが、こちらを説明させていただきたいと思っております。

こちらの茨城県の試算結果におけるかすみがうら市の必要保険料等の状況ということで、別紙5に書いてありますが、まず上の欄は平成27年度が3つありまして、平成28年度、平成29年度予算と書いてあります。これが左側から平成27年度1回目試算、2回目試算、3回目試算ということになっております。まず、一番左端の1回目試算で申しますと、保険基盤安定繰入金が1億4000万円程度入っています。2段目にいきまして保険税収納額が10億6609万3339円入っております。その下、内退職分ということで書いてありますが、退職被保険者に該当する分は社会保険の診療報酬基金のほうから直接入ってきますので、計算からは一般被保険者の分だけなので、ここは除かせていただくというようになっております。差し引きの一般被保険者分が10億1800万円と書いてあります。③の一般会計からの赤字繰入分が1億8349万7000円ございまして、そのほか⑤の一般被保険者の滞納繰越分として徴収したものが1億555万6383円。平成27年度決算総合計が14億4800万円程度です。それに対して⑦の部分は後で説明させていただきまして、⑧の県の試算結果によります激変緩和後必要保険料等総額で13億3600万円が第1回目の試算で示されました。実際⑦の分ですが、一般会計繰戻金で1

億 4224 万 1673 円と書いてあります。かすみがうら市の場合は、平成 27 年に 1 億 8300 万円程度赤字分として 1 回は入れています、平成 28 年度精算で 1 億 4200 万円程度一般会計に戻していますので、実質は 4000 万円程度しか赤字分は最終的には入っていない計算になります。ところが県は単年度決算ということで、特別会計も単年度収支が基本で、入った分だけ見られてしまう形になりますので、この一般会計に繰り戻した分を差し引かないと本当にうちが足りているか、少ないかがわからないという形になります。そして、その差し引きをしますと、不足納付金額が 3000 万円程度ということで、①の試算の場合は 3000 万円程度足りない試算になっていました。2 回目にはもっとふえまして 6900 万円程度足りない。その右にあって 3 回目になりますとマイナス 5600 万円ということで、5600 万円程度足りているという試算が来ました。

この部分はなぜなのかというのが 1 枚めくっていただきまして、資料の別紙 6 になりますが、こちら県から説明を受けたものですが、第 3 回の試算概要の中に、第 2 回からの変更点ということで、国では追加公費を 1700 億円見込んでいるというような当初の計画がありました。しかし、消費税の増税延期などで、実際はそれまでは交付されないという話もありますが、この辺は今予算編成でやっていると思いますが、県としてはその 1200 億円が交付されるということで試算をしております。この 1200 億円といいますが全国都道府県で 1200 億円ですから、その部分の県では、この平成 29 年 7 月の試算のところに書いてありますが、普通調整交付金とか暫定措置で幾らとか、こういう項目ごとに幾ら交付されるという計算をしまして、茨城県に入ってくるだろうと思われる交付金を差し引いて、第 3 回目の試算をしたことによって保険料収支は足りるような説明になったということでございます。

もう一度別紙 5 に戻っていただきたいのですが、そうしますとこの第 3 回目の試算だと 5600 万円。では、足りているのではないかという意見になると思いますが、実際はこの保険給付費の支払いシステムが変わるものですから、実際このほかに市町村で保険料収入と合わせて支払わなければならない保険給付費があります。それは何かと言いますと出産育児一時金、葬祭費事業、特定健診保健事業、それから人間ドック等となっております。これを平成 28 年度決算で申しますと、出産育児一時金が 2000 万円、葬祭費が 400 万円程度、特定健診が 2200 万円、人間ドックで 1300 万円程度ということで、実質は 5600 万円を超える数字になる可能性があるということになっています。今のところうちのほうとしては、こういった試算結果としてその数字をいただいて、今検討しているところです。実際ここではマイナスということになってはいますが、そういった経費を払わなくてはならないということになっております。そして、平成 28 年度の保険料収納額では計算されていないことになっておりますので、平成 28 年度の決算でいいますと、保険料収納額は被保険者が減っていることによりまして、これより減っているような形になります。実際 1 人当たりの保険給付費は逆に伸びていますので、保険料を下げるとするのは基本的に今のところ難しいのではないかという考えをもっております。国と県ですが、先ほども説明しましたが、国は試算に基づく確定係数を平成 29 年 12 月末までに県に示して、県はその確定の試算用の係数をもとに再計算して、市町村へ 1 月にこれぐらい集めてくださいという事業費納付金の通知をすることになっております。市町村はその数値をもとに保険料率を議論して、3 月の議会に提案しなさいということで考えておりますが、実際このスケジュールについても国が考えていますが、実際全ておくれおくれできていますので、なかなかうちのほうとしても急にきた数字で、じゃどうするかという議論は難しいという考えをもっております。この試算結果も 1 回目、2 回目は足りなくて、3 回目になって足りるのではないかという数字が示されました。今から平成 28 年度の数字をもとにこれで検討してくれといわれても、急にはそんなに協議ができないと考えおりますので、実際スケジュール的にも今の段階で確定の数字がきていけば、じゃどうしよう、下げられるか、下げられ

ないかということも考えられますが、もう今の段階で来ていなくて、2月、3月でどうかということもなかなか難しいこともあります。かすみがうら市は平成27年度、平成28年度で基金に3億円程度積み立ててありますので、最悪その事業費納付金が支払えないか、多い数字になった場合にはその基金を活用するようなことを考えて、今のところ保険税については据え置きでということと考えております。1番目の国民健康保険税についての説明になります。

それでは、(2)の国民健康保険税の納期について説明させていただきたいと思います。

こちら一番後ろの資料2、横に書いてあるものです。現行の納期でいいますと4月が第1期、第2期が6月、8月以降2月までのトータル9回の納期になっております。それを改正案として4つの案を国民健康保険運営協議会に諮問をさせていただきました。その中で、うちの説明としては、まず暫定賦課をなぜやめるかということになるかと思っております。今までは事業費納付金ではなく、各市町村が保険給付費を払ったものですから、4月から当然保険給付費の請求が茨城県国民健康保険団体連合会から来ますので、実質保険税収入それから一般会計の赤字繰入分を歳入として見て、保険給付費を払う必要があったわけですが、今回から県から事業費納付金で納付する形で、保険給付費に係るお金については県から交付金として戻して払う形になっております。その事業費納付金の市町村からの支払いについては、8月から県に納め始まる形で説明を受けております。

県でも市町村の財政状況を考慮しまして、1回目の事業費納付金の納付が8月からと説明を受けております。ですから、当初4月の段階で保険税の収入がなくても県の交付金から支払いますので、そういった必要がなくなるということになります。

それから、今まで、例えば4月、6月の暫定賦課というのは前年所得をもとに課税していますので、実際収入がほぼ毎年一定だという世帯については金額的に変わらないのですが、ただ、会社をやめたり、途中から転入したりという場合ですが、具体例でいいますと前年度は息子世帯と一緒に親世帯がいた。息子世帯がかなりの収入があったので、国民健康保険税もかなりの大きい金額だった。そういった場合に、4月、6月の暫定賦課は8万円とかそのぐらいの金額になってしまう。実際は、4月から今度息子世帯が異動したので、一緒に世帯を形成することがなくなって、国保加入者も減った。そうすると親世帯の年金世帯だけなのに、何でこんなに大きな金額を払わなくてはならないのかという話がありまして、それについては申しわけないですが4月、6月一度納めていただいて、8月の本算定でお金が多く納まっていれば返しますと。そういう事務が結構あったと。そのほか、例えば会社の社会保険に加入したので5月に国民健康保険を抜けた。その場合には、前年度分の仮算定として4月と6月の納付書はすでにいっていると。5月にやめたが、4月1カ月分国保に加入していますから、その年間の課税額が出るのが8月の本算定のときになる。そうすると、暫定賦課の場合、4月、6月納めていただかないと督促状が出てしまう形になってしまいます。そうすると、何でもうやめているのという問い合わせがありまして、4月に全世帯抜けた場合にはもう課税になる恐れがないから、当然それは督促状が出ない手続をとっていたのですが、1カ月とか4月、5月が加入した経歴があると、とりあえず6月までは暫定賦課を納めていただかないと督促状が出てしまいますというような対応です。実際に8月に本算定になると、やっぱり2カ月分になるのんで少ないと。4月、6月に納めた保険税を還付しなくちゃならない。そういう事務的な事務量がふえる部分がうちのほうも多かったわけで、当然納付書も4月中に送るものと8月中に送るもの、全世帯に2回送らなくてはならなかった。そういったことも考えまして、本算定一本にしたほうが、金銭上問題がなければ一本にしたいと。市民税の課税が6月末になりますので、その課税状況を見て算定すると。第1期は7月が一番ベストというか6月は絶対できないとは言えないのですが、今説明したような還付とか転入した方とか、そ

ういう同じようなことが起こってしまいますので、7月を第1期にしたいと説明させていただきました。

3月までの9回という話を説明させていただいたのですが、委員の中から2月、3月は決算期といえますか確定申告とかあるので、また4月に入ると新年度になってしまうということもあるので、できれば8期でいいんじゃないかというような意見をいただいたものですから、そういった2月までの8期にさせていただいたと。実際、後期高齢者医療につきましても、普通徴収については7月から2月までの8期の納期になっていますので、やはり後期に移った方に国保等課税のペースが違うんで、これはどうなっているのというような問い合わせもあったものですから、今回はそういったことで2月までの8期にさせていただければ、同じような説明ができるのではないかとということで、最終的にはこちらの案で条例改正も提案させていただいているような形になっております。

説明は以上です。

○田谷文子委員長

ありがとうございました。

以上、説明が終わりました。

ただいまの件につきまして、ご質問等ございましたら、挙手の上ご発言をお願いします。

古橋委員。

○古橋智樹委員

納期の条例改正はいつ提案するとおっしゃっていましたか。

○田谷文子委員長

国保年金課長 元木義和君。

○国保年金課長（元木義和君）

12月の定例会で提出させていただく予定です。

○田谷文子委員長

古橋委員。

○古橋智樹委員

議案に上がっていましたか。

○田谷文子委員長

市民部長 櫻井 清君。

○市民部長（櫻井 清君）

執行部へ提出しています。今度の全員協議会の中でその案件の説明になります。21日議案説明で説明予定です。

○田谷文子委員長

古橋委員。

○古橋智樹委員

議会運営委員会には上がっていませんでしたか。

○田谷文子委員長

市民部長 櫻井 清君。

○市民部長（櫻井 清君）

議案第60号で上げさせていただく予定です。

○田谷文子委員長

古橋委員。

○古橋智樹委員

議案の名前もちょっと言って。

○田谷文子委員長

市民部長 櫻井 清君。

○市民部長（櫻井 清君）

かすみがうら市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてです。税条例の一部改正です。

○田谷文子委員長

古橋委員。

○古橋智樹委員

（1）をお尋ねしたいのですが、別紙5の平成27年度3回試算をしていると思うのですが、この収納している部分にかんしては同じということですよ。時期が県のほうの算定の係数等が違うということだけですか。

○田谷文子委員長

国保年金課長 元木義和君。

○国保年金課長（元木義和君）

そうですね。1回、2回、3回と試算があつたのですが、上の数字も同じにコピーしただけです。とりあえず平成27年度の実績はもう上の⑥番までは変わっていません。その部分と1回目、2回目、3回目の試算をして不足するのはどうかという比較をしてあるだけです。

○田谷文子委員長

古橋委員。

○古橋智樹委員

この平成27年度の各3回の国保連だか茨城県だかの勘定の仕方は何が違うので変わったということですか、ちょっと簡潔にお願いします。

○田谷文子委員長

国保年金課長 元木義和君。

○国保年金課長（元木義和君）

この試算中身、3回で金額が違うということですが、3回目の試算については、先ほど資料別紙6、国からの交付金を見込んだため変わる。1回目と2回目の違いにつきましては、県で医療費伸びの予測がガイドラインというのが示されまして、150項目ぐらいの調査票がうちのほうに来て、それを毎年県に報告します。それを県が国からのガイドラインで来たシステムの中に入力して、実際にこの数字がでてきているみたいです。これとこれが幾らだからこうという簡単に私も説明できないのですが、基本的には医療費伸びの予測の違いによる差だというふうに思います。あとは、国からの交付金とかそういったもので調整した形があるのかなというふうに思います。

○田谷文子委員長

古橋委員。

○古橋智樹委員

それで、今回の資料にはほかの市町村の赤字繰入分とか数字がわかるものはないですかね。



○田谷文子委員長

国保年金課長 元木義和君。

○国保年金課長（元木義和君）

一番左端に保険料等の総額ということで書いてあると思いますが、ここに合計されている数字というのが、先ほど別紙5で説明しました1番からの保健基盤安定繰入金の軽減分の合計とその下の保険税収納額から退職費被保険者分を除いたもの。それと、一般会計の赤字繰入分、これを合計したものが入っています。実際にその市町村の決算書を見れば、すぐに赤字分がいくら入っているというのは大体わかると思いますが、今の段階で幾らというのはちょっとわかりません。

○田谷文子委員長

古橋委員。

○古橋智樹委員

いずれにしても、おのおのが調べればわかるということですが、国保連としては余りその辺をおおっぴらにしちゃうと、うちのほうが多いとか少ないとかねたみも起きてしまう恐れがあるので、その辺は配慮したところかなと解釈しました。それで、実際平成28年度の、直近の試算で結構ですが、実際の収納額と県の示す試算の差額、それがわかるような数字はどこか一覧にありますか。

○田谷文子委員長

国保年金課長 元木義和君。

○国保年金課長（元木義和君）

別紙5の平成28年度という部分については、軽減分と保険税収納額、決算の数字があって、3回目の試算でいうと、実際5200万円ぐらい足りている、マイナスというのは余っているという話ですが、先ほど説明したとおり、ここには出産育児一時金とか葬祭費とか特定健診とか人間ドックの分の6000万円程度のお金が入っていないので実際は足りないという話です。

○田谷文子委員長

古橋委員。

○古橋智樹委員

県内各市町村の差額がわかるものはあるかお尋ねしたいのですが。

○田谷文子委員長

国保年金課長 元木義和君。

○国保年金課長（元木義和君）

そうしますと、別紙4を見ていただきたいのですが、この3回目の試算というのがあると思いますが、平成28年度の決算ではなくて平成27年度の保険料総額で、ちょっとこまかいですけども、3回目試算の中で左側が平成29年度試算結果で、右側が負担増減額と書いてあると思います。かすみがうら市でいいますと、マーカーがついているうちのどこの数字が最終の数字なのかと言いますと、黒三角の9300万円というところが右のほうにあると思いますが、これがこの計算になっている最終的にかすみがうら市が平成27年度で集めた保険料総額との比較ということで、かすみがうら市は平成27年度集めたより9300万円減っています、9300万円安くなっていますという意味です。ただ、さっき言ったとおり、1億8000万円ぐらいの一般会計からの赤字繰り入れがありますが、実際次の年に返しているから4000万円ぐらいしか入っていないと。それを見るとこんなにマイナスではないですよという説明はさせていただいたと思います。この部分が各市町村の状況です。

そうしますと、(31) ということで書いてあると思いますが、かすみがうら市は31番目に高いほう

と。一番高いのがこの1番となっているひたちなか市です。ひたちなか市が6800万円ふえるという計算になっています。この括弧の順位が(1)が一番高くなったところで、かすみがうら市は31番目で低いほうという県ではそういう見方をしています。ただ、実際そこには一般会計の赤字繰入分の1億8000万円が入っているから全然違うよという、私たちに言わせてもらおうと、この数字とは全然内情が違っている。

ほかの市町村も結局、国民健康保険特別会計というのは単年度決算ですけども、かすみがうら市のように、次の年に精算するところもあるのではないですかということも県に申し出て、その部分は調整してくれないかということは言っていますが、その部分は県も考えますとは言っていたんですけども、実際その影響がどう出ているかが、うちのほうもこれだけの数字しか出ていないためわからないので、平成28年度決算ではその他分を減らして、数字的には一般会計に返す数字がないような形で繰り入れさせてもらいました。それが別紙5でいいますと③の一般会計赤字繰入分で5600万円程度にとりあえず抑えた。本来であれば1億何千万円というのが、平成27年度に入っていましたけれども、平成28年度はそれぐらいに納めさせてもらったという経緯がございます。

○田谷文子委員長

古橋委員。

○古橋智樹委員

先ほどの数字上は平成28年度の試算で5200万円黒になっていますけれども、実際のところ事業でほか6000万円充てているという内容ですが、それはもう国保連と茨城県において広域化の中では今後見ないとする事業ですか。

○田谷文子委員長

国保年金課長 元木義和君。

○国保年金課長（元木義和君）

基本的には保険給付費ということで、一般被保険者に係る医療機関へ支払うもの、それについては全部向こうからお金を払うようになるのですが、保健事業は市町村によってやる事業が違いますから、力を入れて特定健診をいっぱいやるとか、それは市町村によっていろいろな事業があるでしょうけれども、そういった部分については自分たちの保険料を集めた中でやってくださいというのが基本です。ですから、出産育児一時金についても保険料と一般会計から3分の2ここは繰り入れていいということにはなっていますが、そういったお金もありますんで、そこは県の事業費納付金で払ったものを保険給付費で払われるものの中には入っていないという形になります。

○田谷文子委員長

古橋委員。

○古橋智樹委員

そうですか、わかりました。

○田谷文子委員長

設楽委員。

○設楽健夫委員

今の出産育児一時金とか5項目説明がありました。その茨城県内の一覧表はありますか。

○田谷文子委員長

国保年金課長 元木義和君。

○国保年金課長（元木義和君）

保険給付費の合計については、県のホームページに市町村ごとに載っていますが、項目分けがしてあるかどうかについては、確認させていただいてからお答えさせていただきます。

○田谷文子委員長

設楽委員。

○設楽健夫委員

最初の話で、国保税について県内統一の保険料水準とするというものがありますね。これは最終的には2番に県としては進んでいくということで想定しているのですか。

○田谷文子委員長

国保年金課長 元木義和君。

○国保年金課長（元木義和君）

将来的にはそのような市町村長の意見はあると思いますので、本当は基本県内統一ということが、後期高齢者については県内統一で最初から始まったみたいで、できればそれが一番いいことだとは思っています。

○田谷文子委員長

設楽委員。

○設楽健夫委員

そういう意見は多いと。

○田谷文子委員長

国保年金課長 元木義和君。

○国保年金課長（元木義和君）

はい。

○田谷文子委員長

市民部長 櫻井 清君。

○市民部長（櫻井 清君）

当時、私もやったことですが、都道府県から広域化にするときに、その料金も統一化にするような話で当初は動いていました。それに近づけたいというのはきっとあると思います。

○田谷文子委員長

設楽委員。

○設楽健夫委員

ちょっと教えてもらいたいけれども、別紙5。これでいきますと、想定になるとは思いますけれども、平成29年度予算でいくと、一般会計からの繰入金を書いてあるとおりでとすると、実際の下の外の金額が9900万円まで膨れ上がるということですか。

○田谷文子委員長

国保年金課長 元木義和君。

○国保年金課長（元木義和君）

予算ベースで言いますと9900万円足りていると、逆に足りているという話にですが、ただ、これはあくまでも予算ベースです。決算になると赤字分の1億1500万円ということになってはいますが、ここは削れるだけ削って、次年度の事業費納付金に控えなくてはなりませんので、今の段階では、参考程度にしてください。

○田谷文子委員長

設楽委員。

○設楽健夫委員

一般会計の赤字繰入分については、いろいろ質疑応答の中でも出ていますが、1億8000万円がずっと続いていますよね。これが維持されていくとすると、先ほどの5項目の独自の事業項目がありますね。それは大体5900万円ですか。そうなってくると、この一般会計赤字繰入分がそのまま移行されていくとすると、国保税の当市における値下げということもそういう意味では考えられるということですか。

○田谷文子委員長

市民部長 櫻井 清君。

○市民部長（櫻井 清君）

特定健診等4項目、出産育児一時金、葬祭費、特定健診と人間ドックで5900万円ということですが、これについては市独自にということで、医療費が年々増加しておりますよね。その辺のところを抑制するためにはやっぱり、特に特定健診とか人間ドックというところに力を入れて、病気の早期発見、早期治療で、安い価格で治療を行っていただければ医療費の抑制ができるのではないかと思います。ですので、一般会計の繰入金については、この項目については減らさないよう財政とも協議していきたいと思います。また、医療費が年々上がっているということを踏まえ、保険税の減額というのは非常に難しい状況かなと思います。

○田谷文子委員長

設楽委員。

○設楽健夫委員

近隣の市町村、これは高齢化率だとかそういうものによっても動いていく数字でしょうけれども、そういう意味ではかすみがうら市も決して安くはないですから、そういう意味ではこれを機会に見ていくということも必要な検討材料だと思います。

○田谷文子委員長

国保年金課長 元木義和君。

○国保年金課長（元木義和君）

この前、国民健康保険運営協議会の中で説明したと思いますが、1人当たりの医療費は茨城県内で6番目に高いです。1世帯当たりの保険税の課税については、16位とか19位とかそのぐらいだったと思いますので、医療費の1人当たりにかかっているのを見ると、保険税についてはそこまでかすみうら市は高いほうではないという考えをもっています。

それと、本来であれば今回都道府県化されることに伴いまして、暫定賦課だけではなくて、基本の所得割とか保険税についても改正したいという内部で考えもありましたが、何分この県からの試算も3回ともプラスになったりマイナスになったりというのを繰り返しているのです、今の段階でもうこれで足りるという部分の保険税率ができなかったものですから、今年度についてはそのまま据え置きということになるかと思います。ただ、資産割を廃止している市町村というのが結構あるものですから、この辺では実際石岡市や龍ヶ崎市はやっているのですけれども、土浦市は資産割を廃止したりしています。ただその場合は、所得率が高くなるというようなこともありますので、これはちょっとうただけの考えではできませんので、将来的な検討課題ということで、本来は今回できればよかったのかなというふうに考えています。

○田谷文子委員長

古橋委員。

○古橋智樹委員

今、元木課長が言ったのは、市長と財政も含めてということですか。

○田谷文子委員長

国保年金課長 元木義和君。

○国保年金課長（元木義和君）

当然、案として数字、別紙5のところ、一番下のところに医療所得割1%アップで増額が5400万円ということで、何だかわからない数字が書いてあると思いますが、これは所得割を1%アップすると、今の被保険者数でいくとこれぐらい保険税収入がふえるということがありまして、そういった試算をして、資産割を仮になくすとすると、所得割をどのぐらいアップしなくちゃならないのかというの、やるしかないと思います。本当は県の試算が、例えば平成28年度の国民健康保険税収入をもとにもうこれで確定ですよというのが早目に出ていれば、それに伴って逆算してこういう数字になりますとか、こういうパーセントでできますということ、うちの課内部もそうですし、市全体で市長や副市長、財政も含めて協議できると思いますが、その辺がはっきりできず、今回はちょっと間に合わない、とりあえず暫定賦課だけは変えさせていただきたいという形にしました。

○田谷文子委員長

古橋委員。

○古橋智樹委員

国保連のポリシーとしては、そういう課税の資産割を含むか否かという部分は議題と全くなかったのですか。

○田谷文子委員長

国保年金課長 元木義和君。

○国保年金課長（元木義和君）

国保連というより県のほうです。この保険給付費の予測を立てているのは県で、県ではこの数字を充てるにあって、標準保険料率というのを各市町村に何パーセントというのを出すのですが、それについては2方式ということで、所得割と均等割2つで試算を行っているような形になっています。ただ、実際は各市町村まちまちで、資産割をやっている市町村が何市町村というのは今ちょっとここに数字を持ってきていないのですが、市町村によって2方式、3方式、4方式とありますので、うちのほうでいうと均等割、平等割、資産割、所得割と4方式ということになっていますので、そういった方式を採っている市町村も結構あります。それについてどっちを使うというようなことは、県のほうでも国保連でも言っていないので、それは市町村にお任せする形になっています。

○田谷文子委員長

古橋委員。

○古橋智樹委員

資産割についてはかねがね質問させていただきましたけれども、この機を逃してほかの市町村と格差という条件を平らにするべきと思いますが、それについて市長は何とも方向性は指示なかったということですか。

それと、部長から確認しましたか。市長に資産割はどうしますか、どう判断するのですかと聞きましたか。これまで議論があった形を踏まえて検討することを私に答弁したことがありますよね。

○田谷文子委員長

市民部長 櫻井 清君。

○市民部長（櫻井 清君）

まだそれについては、資産割どうのこうのという話は私のところには来ていなかったもので、そこま  
で市長にはまだ話はしてございません。

○田谷文子委員長

古橋委員。

○古橋智樹委員

課長が言わなかったということですね。

○田谷文子委員長

市民部長 櫻井 清君。

○市民部長（櫻井 清君）

資産割については、一応副市長との協議の中では据え置きということで、副市長とは協議しており  
ます。

○田谷文子委員長

古橋委員。

○古橋智樹委員

据え置きということは、現状維持ということですよ。

○田谷文子委員長

設楽委員。

○設楽健夫委員

そこでとまっているということですか。

○田谷文子委員長

国保年金課長 元木義和君。

○国保年金課長（元木義和君）

その部分については、うちのほうもいろいろ同じにやっている、石岡市や龍ヶ崎市に連絡とりまし  
て、実際どうしますという話になったときに、結局石岡市も龍ヶ崎市も今の状況ではこの試算がはっ  
きりしない中で税率を改正するのは厳しいということで、見送るというようなことを聞いております。  
それで、私のほうは副市長にも話をしたときには、結局この試算がはっきりしないと今の段階で何パ  
ーセントというのは難しい。

ただ、この資料も私ありますので、医療費の所得割1%アップで5400万円ぐらいふえると。その分  
資産割をゼロ%にすると二、三%上げないと税収は確保できないかなというような話はさせていただ  
きました。一般会計からの赤字繰入分の話もありましたので、とりあえず動かせるだけの数字が今の  
ところ確定していないような状況ですからおくらせてもらいたいというような話をしました。

○田谷文子委員長

古橋委員。

○古橋智樹委員

もう提案している。事実、議案が上がって、こういう形にやりますって出しているのですから、本  
来はこういう議論はもっとその前にやるべきだと思います。以前、資産割を幾らか下げた経過はあり  
ますけれども、全廃にしないにしろ二重課税になっているということもあって下げたわけですから、

資産割を全廃しないにしても一応資産割は減らしていくのがそのときに決めた経過と今のほかの市町村の傾向を踏まえれば何パーセントかでも、5%なり下げていくのが、今後の最終的に全廃するための手だてじゃないのかなと思います。今回やらなかったら、さらに二重課税の是正という方向にはかけ離れてしまうと思うんですけども、もう出しているので、やはり提案理由とかそういうところでしっかり市長なりに発言させないとならないと思いますけれども、いかがですか。

○田谷文子委員長

国保年金課長 元木義和君。

○国保年金課長（元木義和君）

先ほど説明したとおり、保険税率については3月の議会で間に合うことは間に合いますので、今回なぜ12月に出させてもらったかと言いますと、もう暫定賦課が4月で、もう12月の議会に通さないと3月にやって、4月の暫定賦課をやめますというのはちょっと周知もできませんので、資産割の問題については、ずっともうここ二、三年国民健康保険運営協議会の中でも話はしていますので、その中で課税の中ではそういう資産割については、もともと問題になっている部分はありますが、その部分にかかる税収をどうするかと考えたときには、なかなか動かせないというような話はさせていただいています。これは市長と副市長にも当然この広域化の話は今始まった話ではないので、前から変えるのであれば今回変えたほうがスムーズにいくという話はさせていただいております。ただ、私のほうではその県の試算が安定して、これだけ減って、ふえて、下がった感じですね。そういったところで平成27年度なので、先ほど最初に説明したとおり、県から平成30年1月に確定の数値が来ると思いますので、そこからやることもゼロではないと考えております。ただ、今までの状況を見るとリスクがあるので、国の補助金が先ほど言った1700億円ほぼほぼ多く出て、茨城県にもいっぱい入ってくるよというような試算が出れば、もっとこの数字が下がると思うので、その場合には赤字で繰り入れた分をゼロにするのか、それとも保険税を下げるのかという議論もできるとは思いますが、今の段階ではちょっと難しいかなと考えています。

○田谷文子委員長

古橋委員。

○古橋智樹委員

今の段階それは仕方ないですけども、だから今後はどういうポリシーを持って資産割を是正するか、それともどうやって財源が足りないというのであれば、これは続けるしかないですけども、そのあたりの今後の試算をしっかりと取り組むという意味はあるあけですよ。意思というか仕事として行うということで理解してよろしいですか。

○田谷文子委員長

国保年金課長 元木義和君。

○国保年金課長（元木義和君）

基本、国民健康保険税の保険税率については、試算はうちのほうで何パーセントになりますという形は出ると思います。ただ、今、事業費納付金の確定ができていないので、その逆算ができないような形にはなっていますが、あとは石岡市と龍ヶ崎市へ私聞きましたが、もう下げる予定というか、どうしますと言ったときに、その部分の穴埋めするだけの所得割を上げるのは厳しいのではないかなという話にはなって、今回は見送るという判断。来年度にその1年目事業納付金としてどれくらい必要だというのがわかれば、今度、赤字分が幾らぐらい入ったというのがわかると思いますので、それによって変えるということもそれはできるとは思います。うちのほうとしては上のほうからこういうに

変えてくれというのであれば、そのようにはできることは可能だと思いますが、ただ足りなければ、赤字繰り入れをふやすか、どこかでお金をもらうしかないので、その調整をうちのほうのだけでは考えられないという形です。

○田谷文子委員長

古橋委員。

○古橋智樹委員

上が判断するにしても、できのいいやっぱり資産がないと、資産割を廃止した場合と、減らした場合10年間それこそ人口減少も踏まえて、人口へったって資産は残っていくわけですよ。その中で、本当に財政の話になっちゃいますけれども、繰り入れがこれだけ必要になってくるとか。その中で選んでもらえるように、部長からちゃんと坪井市長に言ってもらわないと、やっているというふうに私は評価したくないので、ぜひそういう形で、後でまた文教厚生委員会に、市長にこう相談したけれども今現在のところはこういう話、市長と話しましたという報告を後でください。別に次回の文教厚生委員会ということじゃなくて、今後、報告を求めます。

あと、各県内市町村長、首長が投票しましたよね、27、13、4と割れましたけれども、これは大体、具体的にどこというのはいいですけれども、どういう係数の自治体はこういうところになっているというのありますか。特にこの13と4。

○田谷文子委員長

国保年金課長 元木義和君。

○国保年金課長（元木義和君）

うちのほうもこの資料しかもらっていないので、どこの市町村がどこというのは、県しかわからない形になっています。

○田谷文子委員長

古橋委員。

○古橋智樹委員

それはいいですけども、だからこの二次医療圏ごとの水準にした場合は、どういう人口分布の産業人口の分布がこういうところになると恩恵があるとか、メリットがあるとかという、デメリットが少ないとかそういう判断はできますか。

○田谷文子委員長

国保年金課長 元木義和君。

○国保年金課長（元木義和君）

まず、基本的な算定方法については、先ほど説明したとおりで、健康づくり事業とかで、特定健診とかやって、さっき言ったかすみがうら市1人当たりの医療費が6位ですが、そこが下位の市町村については、基本的には健康づくり事業などを頑張った結果ということも考えられてもいますね。

そういったところは、基本的な算定方法に投票しているのではないのかなということで、県内統一保険料水準、県内統一は公平にやってもらったらいいいというようなことで、基本はここになります。

二次医療圏ごとと言いますと、ある程度、保健所管内的な部分で出されていると思います。その中で医療費が余りかかっていない医療圏のところはこうするという話だと思います。

○田谷文子委員長

ほかにございますか。

設楽委員。



## ○設楽健夫委員

今、税制も問題もあった。先ほど医療費が6位、この件については資料としてちょっと出していた  
だきたいなと思います。1人当たりの医療費、これがなぜそういうふうになくなっているのかとい  
うことの報告をお願いしたい。

私も審議委員、去年までやっていましたけれども、そこに土浦保健所の方も来ていたんです。その  
土浦保健所の疾病だとかそういうものを分析して、このいわゆる医療費の減になる健康増進活動の方  
針が出ているかって言ったらそうではなかった。

もう一つは、その徹底がことしはあそこの小学校、ことしはこっちの小学校というやり方であった。

私、そのときに、それではだめだと言いました。保健所が、具体的な答申を、やっぱり医療状況の  
分析もやっぱり出ていると言っていましたから、それに従って医療費を下げるといふ具体的なことを  
一方でやりながら、先ほど古橋委員が言ったように、是正措置については是正していくということ  
をやっていかなかったらならば、特に低所得者とか、今これだけ格差社会になっていますから、そう  
いう人たちの負担が、相対的な負担がますます拡大していくと思います。

その辺の点については、出てきている結果からいろんなものを出していくことについては、それで  
いいですけども、ただ、その出てきているデータそのものに対してもやはり部長のほうで、管轄は  
一緒でしょうから、やっていく必要があるのではないかと思います。

今まで審議委員の中では、議員は余り発言すると言われてきたので控えてきた。これは間違いで  
あった。なぜかという、この前、議長会の研修会で、議員は審議委員には参加すべきではない。な  
ぜか。そこの審議会の全体の意向に拘束される、そういう意味で議員の本来の活動ができなくなるか  
らだということ先日の議長会の場で言われたものですから、私はちょっと改めて、審議委員会の中  
でもどんどん意見は言わせてもらうというふうに変更していこうと思っています。そういう意味で、こ  
の場で発言できればいいかなと思っています。

後段の話はいいにしても、前段のほうについては、この医療費の県で6番目ですか。そこに上がつ  
てきている分析といえますか、対策についてもちょっと資料なり、今後の動きにかかわっていくと思  
いますので。

## ○田谷文子委員長

古橋委員。

## ○古橋智樹委員

今、設楽委員が言った形は、やっぱり合併して13年、何番目に折れ線グラフで推移しているとい  
う形が手にとってすぐわかるようにして、それに対して特定健診とか脳ドックとか、その他事業はこれ  
だけふえていますとか、そういうところで判断したいです。口頭だけだと見えない部分があるので。

## ○田谷文子委員長

国保年金課長 元木義和君。

## ○国保年金課長（元木義和君）

すみません、健康づくりはうちの課ではないので、ちょっとその数値わかりません。

数値的な部分、先ほどなぜ6位かという部分の話をしたときに、県の会議などでは、やはり医療機  
関が比較的近いところは、軽い病気でも行ってしまうのではないかということは話されました。

そのほかには、やっぱり糖尿病関係の部分が、人工透析とかがやはり負担としては重くなって、あ  
とは悪性がんといった部分がありますんで、そういった部分のかかっている方が多いのかなというふ  
うに、担当課として考えているのですが。

健康づくり増進課のほうは、うちのほうでちょっと把握していません。

○田谷文子委員長

市民部長 櫻井 清君。

○市民部長（櫻井 清君）

以前、健康づくりの一部やっていたこともありましたが、元木課長が言ったように、医療機関が非常に身近にあるとすぐかかってしまうと。そういうことで、個人1人当たりの医療費が高い。

県北地域にいきますと、医療機関がなかなか遠くて行けない、行きにくいという理由が本来なのかどうかわかりませんが、医療費は幾分低めであるということが一つでした。

それから、健康管理のほうでは、地場的なものとして、ここは果樹のふるさとであったり、つくだ煮がたくさんあったりとかいうことで、そういう食生活の面から、もしかすると糖尿病が多いのかなというふうなことも一つ考えられるというものも、保健師がいた当時はそういう分析もされておりました。

そういう観点から、特定健診をどんどん強化していこう、それから人間ドックなんかも補助金をふやしてできるだけ足りるようにしていこうということで、以前、そういうようなことでやっていた経過があります。それが、拡大されて今、健康づくり増進課というものができてきたということになるかと思います。

○田谷文子委員長

設楽委員。

○設楽健夫委員

医療費関係のデータは出てきますか。今、先ほど言ったように。

○田谷文子委員長

国保年金課長 元木義和君。

○国保年金課長（元木義和君）

保険給付費については、過去何年かは当然、全市町村で比較できる感じで県の統計にありますので、それは大丈夫だと思います。

○田谷文子委員長

設楽委員。

○設楽健夫委員

あとは、こちらのほうから、健康増進のほうに対して、実際はこの医療費にかかわってくる場所もありますから、連携を強くして行ってほしいということが一つ。

あともう一つは、今の話を聞いていると、健康診断、がん検診だとか糖尿病の検診だとかという話が前に出ているようではございますけれども、実際の意向を伝えていただきたいという中では、例えば年寄りであれば、誤嚥性肺炎だとかいわゆるそういうものを抑制していくということが基本になると思うんですよ。出ているかどうかを検診する前の体制が必要であって、これはその結果は、恐らくこの医療費のほうにも出てくる可能性十分にあるというふうに思いますんで、それは財布を持っているところがしっかり指導はしてほしいと思います。指導といいますか、連絡を密にしてやっていただきたいなと思います。

○田谷文子委員長

ほかにありますか。

古橋委員。

○古橋智樹委員

せっかくですから、医療費控除はいろいろ市販の薬の形も変わりましたがけれども、同じ市民部なら、税務課の医療費控除を参考には余りならない部分もあるかもしれませんが、何か傾向が読み取れるかもしれないので。だから、病院が少ないところは市販の薬に頼っているところも多いでしょうから。一応、そういう数字も医療費控除額は10万円で変わらないんでしょうけれども、場合によっては、何かうちの市の特殊な特異的な部分がかめられるかもしれないので、同じ市民部ですから、せっかく薬の医療費控除の対象なども表示も新たに改定されたりしているわけで、ぜひそういうのも調査の材料にさせていただけるといいなと思いました。

○田谷文子委員長

市民部長 櫻井 清君。

○市民部長（櫻井 清君）

ちょっと税務課のほうに相談してみます。

ただ、医療費控除10万円という額、ちょっと大きいので、市販の薬でそこまでいっている人いるかどうか疑問ですけれども、まずは確認してみます。

○田谷文子委員長

ほかにございませんか。

設楽委員。

○設楽健夫委員

市議会のときには、発言しなかったんですけども、国民健康保険税の納期のところで、この案1という話だと、いろんな人にこういう話をしますと、やはり低所得者ほど支払額が上がるということについては考慮してもらいたいという話はやっぱり出てきますので、その辺はちょっとどういうシミュレーションになるのか。例えば、後期高齢者なんかは一定だという、そういう面はそれで示していただければ、それで安心するでしょうし、年齢層によって、どういうふうにシミュレーションできるのかということも示していただきたい。

○田谷文子委員長

国保年金課長 元木義和君。

○国保年金課長（元木義和君）

基本的に低所得者については、7割、5割、2割の軽減がありますので、1回当たりの金額的には特別問題になるというか、低所得者の減額がありますので、7割軽減が入れば、4万円程度が8回と9回の違いということですかね。ですから、金額的には、ちょっと勘弁していただきたいと思います。

○田谷文子委員長

設楽委員。

○設楽健夫委員

その認識は、いわゆる低所得者という数字と今のやっぱりこの所得格差と言っている300万円から400万円前後という線がありますね。そこはかけ離れていますよね。そのことを言っているんですよ。だから、そこにちょっとずれがある。

○田谷文子委員長

それでは、ご質問等もないようですので、お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

休 憩 午前11時20分

再 開 午前11時25分

○田谷文子委員長

会議を再開いたします。

それでは、次にかすみがうら市生涯学習推進計画（案）についてを議題といたします。

説明を求めます

教育部長 飯田泰寛君。

○教育部長（飯田泰寛君）

続いての審議、ご苦労さまでございます。

それでは、かすみがうら市生涯学習推進計画（案）につきまして、担当の中泉課長からご説明申し上げます。

○田谷文子委員長

生涯学習課長 中泉栄一君。

○生涯学習課長（中泉栄一君）

おはようございます。

それでは、かすみがうら市生涯学習推進計画（案）についてご説明をさせていただきたいと思っております。

事前にお配りしておいた資料、お持ちいただいておりますでしょうか。

あと、本日お配りした資料がもう一つございます。こちらで説明をさせていただきたいと思っております。

こちらの本日の進め方として、本日お配りした資料で私のほうから概要の説明をさせていただいて、その後、ご意見、ご指導などをいただければなと思っております。

本日、この委員会で皆様からいただきましたご意見は、計画に反映させてまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

かすみがうら市生涯学習推進計画でございますけれども、本来であれば、市の誕生と同時に策定し、その後1年ごとの進行管理と5年ごとの見直しをかけていくものでございますが、今回、かすみがうら市になって初めて着手となります。ですので、現在たたき台がない状態で、一からつくり上げている状態でございます。

今回しっかりしたものをつくっておけば、その後の進行管理や5年ごとの見直しなど容易にいくこととなると思っておりますので、使命感と責任感を持って、現在積極的に取り組んでいるところでございます。

最初に、計画策定方針でございますけれども、昨年度策定した市の第2次総合計画と教育振興計画を踏まえて、これらの計画をさらに掘り下げていく形で、現在の本市の生涯学習の現状と、実際に、それらの活動に取り組む市民の方の意見をできる限り取り入れた具体的かつ実行力のあるかすみがうら市オリジナルの実施計画的な計画にしたいと考えております。

今、お話しした内容が本日お配りいたしました会議資料の1と2のあたりに記載されている内容でございます。

続きまして、次のページにいきまして、3の計画期間でございますけれども、これは平成30年度から平成34年度までの5年間の計画となっております。総合計画と教育振興基本計画とは1年おくれの形となっております。

基本の策定体制でございますけれども、できる限り市民の意見を反映した市民参加型の計画策定体制となるように、昨年度、教育振興基本計画策定の際に実施いたしました市民アンケートの結果を踏まえた上で、現在実際にさまざまな分野で生涯学習活動に取り組む市民の方 15 人等で構成されます生涯学習推進計画策定委員会と一緒に計画づくりに取り組んでおります。

その下の 5 番に計画の基本理念が出てございます。本市では、市民一人一人が生涯学習活動を通して、教養や知識を身につけ、生きがいや仲間を見つけ、みずからを磨くことでより豊かな人生を実現できるよう、また地域ぐるみの生涯学習活動によりともに学び合うことができるような生涯学習環境づくりを目指し、そこにあります「ともに学ぼう一人ひとりが輝くまち—自らを磨き、より豊かな人生を実現するためのステージづくり—」というのを本計画の基本理念に定めております。

続いて、6 の生涯学習の視点でございますが、そこに書いてございますように「育む」「高める」「伝える」を 3 つの視点として取り上げ、その視点をもとにいたしまして、1 点の「育む」として青少年の健全育成、2 点目の「高める」として生涯学習スポーツレクリエーションの振興、3 点目の「伝える」として地域文化の継承を切り口としております。

そして、次のページに行きまして、7 のところに①から⑥までの本市の生涯学習の主要の課題と、それに対応するための重点事項が記載されております。そこに出てくる矢印太線の部分、①として青少年の健全育成と地域の担い手づくりに取り組みますから⑥の郷土愛が醸成されるようふるさと教育に取り組みますまでの 6 点が、生涯学習課が今後、重点的に取り組んでいくテーマということになっております。

そして、8 が施策の背景となります。本日お配りしたやつの見開き A 3 の資料 1 をごらんいただければと思います。

この表のほうでございますけれども、表の一番左端が今お話しました生涯学習の視点でございます、1 の青少年の未来を育む、2、市民の学びを高める、3、歴史文化を伝えるの 3 つに分かれております。そして、その隣が基本施策となっております、青少年育成生涯学習、スポーツレクリエーション、地域文化の 3 つに分かれております。そして、その隣が具体的施策でございます。

ここまでは、昨年度制定いたしました教育振興基本計画と同じ体系になっております。

その隣に細目がございまして、その細目に応じて、その隣に事務事業がございまして。

ここまでの、事前に配布した分厚いほうの資料の 17 ページまでの策定方針と計画の基本方針の部分でございます。

こちらの分厚い資料のほうですけれども、その後からがそれらの施策の体系を踏まえての事務事業の具体的な事業計画の部分となりまして、これは事前にお配りしたほうの 19 ページ以降になっております。

時間の都合上、事務事業と事業計画の説明は省略させていただきまして、その事業計画の構成の部分をまたちょっと戻っていただいて、本日お配りした資料の A 3 の最後のページ、資料 2 の 9 事業計画の構成のほうで説明をさせていただきたいと思っております。

この参考事例といたしまして、今つくっております生涯学習推進計画を策定することを目的の一つとしている生涯学習推進事業を参考事例に説明をさせていただきます。

一番上のところの四角点線に囲まれた 1、生涯学習推進体制の確立の部分が吹き出しにもございませう具体的な施策になります。

その下、アンダーラインの部分（1）生涯学習推進体制の整理の部分が細目。そしてその下の黒線の部分以下が目標年度平成 34 年度の姿とその内容を言葉で記しております。そして、その下にこの施

策に該当する事務事業が掲載されております。表の部分ですね。表の一番上のところに事業の目的、その下が概要になっておりまして、その下に現況（平成 28 年度事業）があります。

この事務事業の中で、実際に平成 28 年度に取り組んだ事業の内容とその実績がその欄に記載されております。実態がよくわかるようにできるだけ具体的、できる限り実績数値なども記載するようにしております。

そして、その下の部分の課題というところが、それらの実績を踏まえての現段階でのこの事務事業の課題が記入されておりまして、ここで①の部分、生涯学習推進計画策定後の進行管理（進捗状況確認とそれを踏まえての指導が必要であり、社会教育委員にその役割を担うことが求められる）という部分につきましては、その上の現況の平成 28 年度事業のところの①社会教育委員会議の開催に関する課題であるという意味でございまして、例えば②社会教育指導員の配置に関する課題だとすれば、この課題の部分に②が入るような形になっております。

そして、その下、課題に対しての改善目標がその下の部分になっております。5 年間の計画で平成 34 年度がその目標年度でございますので、平成 34 年度にその目標を達成するために平成 30 年度、平成 31 年度、平成 32 年度、平成 33 年度と年次ごとの計画、年次計画がその下の部分になっております。

そして、その改善目標を達成するための活動指標と成果指標がその下に記載されております。

そして、その下の部分に、今回、生涯学習の推進計画の大きなベースとして市民協働型の事業展開を目指すというのが大きな目標でございますので、この事業に関する市民と行政のそれぞれの役割区分とその役割の比率がそこに記載されております。

現在、スポーツ健康づくりも含めまして、生涯学習課全部で政策、經常合わせて 40 の事務事業がございまして、全ての事務事業について今ご説明したような形で現状と課題、そしてその改善策が記載されておりまして、その全事務事業の計画案が、この前もってお配りした資料の 21 ページから 107 ページに記載をされております。

そして、本日お配りした資料の最後の 10、策定スケジュールでございますけれども、本日、市議会文教厚生委員会で皆様からご頂戴いたしましたご意見やご指導の内容は当然のことながら推進計画の中に反映させてまいります。その後、社会教育委員会議を経て、年末年始にかけて時間をかけて、意見公募を行う予定でございます。意見公募のあと、もう一度市民の方による策定委員会にかけて、定例教育委員会での議決を経て、市議会全員協議会に報告という形で進めてまいりたいというふうに考えております。

私からの説明は以上でございます。

#### ○田谷文子委員長

以上で、説明が終わりました。

ただいまの件につきまして、ご質問等ございましたら挙手の上ご発言をお願いします。

設楽委員。

#### ○設楽健夫委員

これ初めての採用だということで、先ほど報告がありましたけれども、そのとおりですか。

#### ○田谷文子委員長

生涯学習課長 中泉栄一君。

#### ○生涯学習課長（中泉栄一君）

はい。

## ○田谷文子委員長

設楽委員。

## ○設楽健夫委員

全体のところで、最初に、この生涯学習計画の理念の部分がこれは土浦市とかそういうところはもう第4次ですか。土浦市の見ると、第4次になりますね、第3次から第4次に入っていますね。

やはり、このかすみがうら市において、どういう生涯学習体系をつくり上げていくのかという理念、それを整理していく必要があるのではないかというのが一つ。ここはちょっと、いろんなどころから、これが書いてあるのはこれだというふうに言ってくるのかわかりませんが、基本的にそのことが必要であると。

その次に、この全体の構成を見ると、24ページぐらいから具体的な事業ということでずっと書かれているね。基本的には事務事業シート、こういうことをやっている。じゃ、どうしていくのかということになると思うんですけども、最初に理念をどういうものをつくり上げていこうとしているのかという全体的な考え方を示していく必要があるだろうと。これが一つです。何かのお手伝いをしていくということではないですよ、と思う。それが一つね。それをやっていく上で、土浦市の改革もそういう書き方になっていますよ。その合併から10年間の活動の経過は整理しておく必要があると思います。

## ○田谷文子委員長

生涯学習課長 中泉栄一君。

## ○生涯学習課長（中泉栄一君）

今お話しした内容が多分この基本理念というもの12ページにあって、そして切り口として、「育む」「高める」「伝える」という現在の生涯学習の視点として上がっているものが13ページにありまして、そして14、15ページに現在のかすみがうら市の生涯学習に関する主要の課題が14ページに1から6までありまして、それに対してどういう方向で進めていくという重点事項が15ページに出ております。その辺が今言われている基本的な考え方とご理解をいただければと思います。

## ○田谷文子委員長

設楽委員。

## ○設楽健夫委員

私はここの意見を参考にするというからそういう話をしているのであって、意見を言ったらここに書いてありますよというやり取りだったら、やる意味はないです。

私は、最初に、基本的などういうもの、ここに書いてある最初に申し上げたのはそういうことなんです。基本的にどういうものをつくり上げていこうとしているのかということが一つ。そして、今までの総括が必要です。概要の経過という形で、変えていくのがいいかわかりませんが、

そして、2ページのところになると思いますけれども、全体の体系からすると、生涯学習というのは学校教育あるいは社会教育全体の流れの中で、その地域活動団体だとか、ボランティア団体だとか、さまざまな団体が活動起こしていますよね。その辺の総括は必要なんじゃないかということ言っているんですよ。

これ1ページ、1ページやっていく必要があるんだけどちょっと整理すると、2ページのところで具体的に要望、県や国がどういうことを想定しているのかということの全体図を示していく必要があるのではないかということが一つ。この2のところで、計画策定の趣旨、その後国や県の動向、この記述はありますよね。国あるいは県も出していますよね。それが基本的にどういうことを目指そ

うとしているのかということをしっかりやっぱり書いておく必要がある。

そして、その次に、先ほどアンケートをとられたと言っていましたよね。アンケートの分析は必要かなと思います。市民がどういうふうにもそのことを捉えているのか。これが2ページのところです。

○田谷文子委員長

生涯学習課長 中泉栄一君。

○生涯学習課長（中泉栄一君）

今いただいた意見も踏まえた上で、どちらにしるこれはまだ当然のことながら、案ということをつくっていますので、そういったもの取り入れられるものは取り入れるような考えでやっていきたいと思えます。

○田谷文子委員長

古橋委員。

○古橋智樹委員

この計画大変よくできていると思えます。大変だったと思えます。この計画を制定するによって皆さんの仕事が非常に効率的になる。もちろん、市民の活動が活発になるのはこれ当然でしょうけれども。あとは補助金、交付金がこの計画によって確保しやすくなると。主観的にはこれだけのページ数あって4年というのがちょっと大丈夫かなという心配があるけれども、この計画によって、皆さんはより効率的になるのですか。

あとは、こうつくれば仕事も逆にふえちゃうのかなと。今後、計画そのものの進行管理もするということですから、そういう心配もありますが、何かメリット、デメリットで利益が残るのかどうか心配します。その辺どうこれを役立てていくのかちょっと確認したいのですが。

○田谷文子委員長

生涯学習課長 中泉栄一君。

○生涯学習課長（中泉栄一君）

これは、実際に実施計画的なものでございますので、実際に担当している生涯学習課の職員とワーキング会議をしたり、この事業に対してのヒアリングをしたりしながら、より実施的な具体的なものをつくっていったこともあります。そういう意味で改めて、文書にする意味で職員が目指している方向を自分たちでもう一度再発見するというのが目先の目標でございます。あともう一点としましては、人事異動とかメンバーが入れかわったときに、この事業の目標とこんな趣旨で、5年後こういうところを目標にしているんだよと。それに対して、今年度はこういうことを目標にしてやっていきましょうというのをできるということで、実施計画書的な計画づくりをするということを意識しながら、今回つくっていった状況でございます。

○田谷文子委員長

古橋委員。

○古橋智樹委員

すると、今までの事業と同じですか。新規が新たに入っているとか、全部細かく見たわけじゃないんですけども、現状の事業の設計図を示したとそういうところですかね。

○田谷文子委員長

生涯学習課長 中泉栄一君。

○生涯学習課長（中泉栄一君）

基本的には、今の事務事業の枠の中でやっている形になっております。ただ、事務事業は同じです



けれども、その事務事業の目標、その事業自体の目標というところは今やっているところと5年後は違うので、そういったものが膨らんでいる内容になっているとは思いますが、今の中身としては、同じ事務事業の中でつくっているというような状況になっております。

○田谷文子委員長

古橋委員。

○古橋智樹委員

中には、やはり廃りもあると思うので、4年間これでいきますよということで、新たな需要が対応しなきゃならないというときは、この計画を改定していくということになるんで、それだけでも結構な作業になると心配してしまうのですが、その辺は対応大丈夫ですか。

○田谷文子委員長

生涯学習課長 中泉栄一君。

○生涯学習課長（中泉栄一君）

そういう意味で、進行管理を毎年やっていくということで、当然のことながらこういう計画の中でも、実際に事業が必然性に応じて変わっていくということも当然のことながらあるかと思しますので、それはそういった形で変更していくということはあるように考えております。

○田谷文子委員長

古橋委員。

○古橋智樹委員

この設計書に基づいて、もっと委託の部分をふやして、職員を減らすとかそういう近年の計画はあるわけではないんですけども、一応そういうものにも対応できるということですかね。

○田谷文子委員長

生涯学習課長 中泉栄一君。

○生涯学習課長（中泉栄一君）

ちょっと委託の部分については、特に具体的には出てはいないですが、ただ市民協働ということで、よく我々も市民協働型の事業展開という言葉を使います。それをあえて今回、行政の役割と市民の役割を文書にして入れて、そしてその役割分担みたいなものも何パーセントずつのお互いの役割分担だということをあえて入れて、なおかつそういった策定をするに当たっては、生涯学習の活動を具体的にやっている策定委員であったり、また社会教育委員の意見なども取り入れながら入れるということで、市民協働型の市民と行政が一体となった事業展開を目標としている計画にはなっていると考えております。

○田谷文子委員長

古橋委員。

○古橋智樹委員

私は、せっかくこうよくできた事業設計図ですから、皆さんがもう少しアシスタントディレクターのような仕事よりも、もっとディレクターとしての仕事に専念して、アシスタントディレクターのような仕事は民間の需要に任せるといような時代だと思います。私はせっかくこんなに立派につくったのでぜひ役立てるように、総務部なり市長公室なりの認証もとったのかどうかという心配もあるんですけども、その辺の効率化というのはどうですか。

○田谷文子委員長

生涯学習課長 中泉栄一君。

○生涯学習課長（中泉栄一君）

施設の問題もございますので、FMとか総務部との協議もしております。あとは子ども家庭課、あとは保健センターとか、その辺とも内容の調整はしています。

○田谷文子委員長

古橋委員。

○古橋智樹委員

市民協働ということで、趣味でやっている人は別にそれに対してお金を出資してもいいわけですから、もちろん人でも。ですから、そういうレバレッジといいますか、てこの原理ですね、そういう活用をやはり実行して、この計画に基づいてやっていただきたいです。うまく人を使うというか。そういうことによって財政面にも貢献できるという役立て方を、ここまでつくったんですから。それを何かこの全部の事業の中の5%でも3%で来年から取り組むというご計画はないですか。

○田谷文子委員長

生涯学習課長 中泉栄一君。

○生涯学習課長（中泉栄一君）

今の段階では、具体的なものはないですけども、当然そういう考え方、確かにそのとおりでございますので、この計画の中のある程度その事務事業の具体的な部分ではない部分にそういった内容を入れて、目指していくというような内容も入れていきたいと思っております。

○田谷文子委員長

古橋委員。

○古橋智樹委員

ぜひ、ここまで立派につくったのですから、そういう視点で改めて今後、確定するまでの期間は利用していただきたいなというように思います。

○田谷文子委員長

設楽委員。

○設楽健夫委員

ちょっと整理して発言させてもらいますけれども、先ほどから何度も言っていますけれども、今まで10年間やられてきた。それぞれの活動があった。その記載も後半のほうになってくると、いろんなところで出てきていますけれども、そういう意味で先ほど、最初に理念という話をさせていただいたのは、国や県がどういう基本的な方向性でいるのかということの一つあるだろうと。あと、アンケートのところからどういう意向が出ているのかということで、この理念のところをもう少し入り込んで整理していく必要があるのではないかと思います。

もう一つ、そこには団体の活動について、いろんな団体あると思うんですね。その方たちが活動になっている、そこが4万1720人の市民の人たちとどうかかわっていくのかということも含めて、その辺は必要なのかなと。それが最初のところです。

そうなってくると、あとはいろいろあるけれども、事業計画のところに入ってくると、学校家庭地域の連携ということで28ページありますよね。やっぱりここも書き方としては、この10年間の活動のベースがあって、どうしていくのかという書き方になると思うんです。進んでいるところ、おこなわれている、おこなわれていると言ったら語弊がありますが、強弱があると思うんです。その中で、この千代田中学校地区あるいは下稲吉中学校地区、霞ヶ浦中学校地区含めて、全体像をどういうふうな形でこれ以降、生涯学習体系をどうつくっていくのかという観点をもうちょっと入れていただきたい

なと思ったのですね。

下稲吉中学校地区がぐっと出て、霞ヶ浦中学校地区で千代田中学校地区となっていますけれども、いわゆる市としてはどういう基本的な方向性でいくのかということはもっと強く出してもいいかなと思います。

あと、それとの兼ね合いも含めて、31 ページのところ、学校地域家庭が連携した環境浄化活動とありますね。これは、じゃ、どういう形の姿を描いているのか。例えば環境データとかいろいろありますよね。そこに、地域の人たちとどういうスタイルが好ましいスタイルという形で推進していこうとしているのか。

あとは、気がついたところで41 ページ、ここの書き方は難しいと思うんですけども、生涯学習機会への提供と生涯学習団体への支援と書いてありますよね。これは、やはり、例えば次の42 ページにちよだ太鼓保存会とありますけれども、この辺は太鼓の団体というのはほかにもいろいろありますし、基本的には先導的な思考ということで、この活動がすばらしいからこういうことをもっと広めていこうとかいうふうな内容で書かれていると思うんですけども、その辺はちょっと注意しながら書いていく必要があると思うですよ。

43 ページになってくると、その下の2-⑧、2-⑨、2-⑩ということで、霞ヶ浦中地区公民館、千代田中地区公民館、下稲吉中地区公民館、歴史博物館という書き方がありますがけれども、これは市全体としてはどういう基本的な内容でもっていこうとしているのかも必要になってくると思います。というのは、今、この辺の公民館活動というのは、今まだ生成期ですから、いろんなちぐはぐもあって進んできていると思うんですね。一応、まずこの43 ページのところまでは。

#### ○田谷文子委員長

生涯学習課長 中泉栄一君。

#### ○生涯学習課長（中泉栄一君）

今いただいたご意見のほうも反映できる部分は取り入れる形で、文章などもう一度整理していきなと思います。

#### ○田谷文子委員長

古橋委員。

#### ○古橋智樹委員

49 ページの3、生涯学習施設の整備と学習環境の充実ということで、事務事業の中で千代田公民館といますか、公民館の管理事業が書かれていますね。やっぱりこれも千代田中地区公民館、公民館が実際にある、社会福祉協議会との関係もある。下稲吉中地区公民館もある。霞ヶ浦中地区公民館は旧の分館が今、支館になっております。活動が続けられていますけれども、体系として、かすみがうらとしてはどういう姿を描いていこうとしているのか、その辺少しあってもいいんじゃないか。

ここには、事務事業としては千代田公民館管理事業と旧地区公民館管理事業といますか、これは霞ヶ浦中地区公民館管理事業のことですよ、旧地区というのは。

括弧、霞ヶ浦中地区だよな。

あと、やっぱりここに記載すべきは下稲吉中地区。

#### ○田谷文子委員長

生涯学習課長 中泉栄一君。

#### ○生涯学習課長（中泉栄一君）

下稲吉中地区はこれしかないですけども、現在の事務事業で入れているものですから、今、下稲

吉中地区の公民館の施設の管理という部分の事業がないので、この課題の②のところに、千代田公民館管理事業の課題の②のところに下稲吉中地区公民館のことを入れて課題として上げて、そしてその後の課題に対する改善目標がその下のところに下稲吉中地区の部分がそこに掲載しております。

#### ○田谷文子委員長

設楽委員。

#### ○設楽健夫委員

これは、市が始めた公民館を中学校区単位でつくり上げていくという基本的な方針のもとに今、コミュニティ推進委員が選ばれてきていますよね。それを、その全体像が、それは示しておく必要があると思うんですよ。それぞれのやっぱり文化がありますから、それを尊重していく。その活動団体も尊重していく。お互いが交流しながら紹介合って、いいところを伸ばしていくというところで、この辺が今までの活動をベースに事務事業シートから演繹して、やっぱり記述していくという形になっているかもしれませんが、その前にやろうとしている、市が進めようとしているその内容がやっぱりきちんとあって、今、こういう状況になっている。この4年間ですか、今、これやろうとしているのは平成30年度から平成34年度の4年間だよ。そこで、恐らく課長の頭の中でも描いているものがあると思うんですよ。あるべき姿という、それは大きな目標になると思うし、それが市民の意向と合致していったときに大きなエネルギーになっていきますから。

そのあとの52ページからの公民館講座等の充実というところで、霞ヶ浦中地区公民館講座のこととか、あと下稲吉中地区公民館講座のこととか書いてあるんですけども、逆に千代田中地区公民館講座のところ、その前もそういうふうに書いておけばいいと思うんですよね。こども、やっぱり期待するものってあると思うんですよ。期待あるいは描いていこうとするもの、もっと率直に書いても構わないんじゃないかなと自分は思うんですけども。

あと、57ページ。図書館運営事業ありますよね。基本はかすみがうら図書館は本館になって、千代田が分館になるんですか、よくわからいけれども。どういうふうなものを目指していこうとしているのかということが最初にあって、もう少し目標とする将来の姿ってあるんだけれども、特に下稲吉中地区なんかどういうふうにしていこうとするのか。学校と一体的な利用で、そこまで書けるかどうかは別にしても、市民がもっと平らに図書館の利用だとか、よく下稲吉中地区の人たちが「図書館がほしい、図書館がほしい」という話と、あと本を借りるときにという話がやっぱりよく出てきますから、その辺は市民の意見も含めて整備をしていく必要があるのかなというふうに思うんです。

60ページ、そのベースになる蔵書の整備事業ありますね。これ、今、歴史博物館でも蔵書の整備が進んでいますよね。字の整理から含めて、行くと1年前とはまるっきり違った形でよく整理されてきつつありますけれども、この辺の蔵書の整備事業についても対象というか、それを4年間の中で、どういうふうに整理していくのか。

#### ○田谷文子委員長

教育部長 飯田泰寛君。

#### ○教育部長（飯田泰寛君）

大変僭越ではございますが、いろいろ熱心なご意見を頂戴できまして、本当にありがとうございます。まだまだ、これは途上の途中の段階でありますので、今後、機会を設けてご意見等を頂戴し、さらにはこちらのいわゆる書きぶりを変えたものをそういったものもご提案しながら、さらに煮詰めていきたい。個別にご相談をさせていただくということもありますので、その際にはご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

○田谷文子委員長

設楽委員。

○設楽健夫委員

ちょっと大事なところだけ全体の中で。

細かなところあるんですけども、この蔵書というところとあわせて霞ヶ浦の子どもたちにさまざまな地域の事業だとか文化、今あるのは、例えばさまざまなちよだの太鼓だとかなんかのイベントのときにそれに呼んでくるというような格好になっていますけれども、そこと学校教育との関係含めて、少し整理をしていく必要があるんじゃないかというのが一つ、この中では。4年間の中でどこまでいくかわからないにしても、指向性は持っておいたほうがいいんじゃないか。じゃないと、地域の文化そのものがやっぱりどんどんなくなっていってしまう。やっているんだけど、それが伝わってこないという点の一つ。

それと、特に大きくこれは。この前、ジオパークの全国大会に行ってきましたけれども、100 ページ。この辺は筑波地域のジオパークということで、教育・保全・観光ということで整理されつつありますけれども、それも含めてちょっと新しい動きになってさまざまな代置といいますか、分母になるところが保全だとかそういうところからきますけれども、教育とあと観光だとかそういうところと兼ね合ってきているんです。秋田の全国大会の中でも、やっぱり小学生、中学生、高校生がその地域のジオパークを学びながら、それを発信していくというところまで。自分たちの文化を知っていくところまではきていますんで、その辺は、ここはちょっと膨らまして、基本的に筑波山ジオパークでやろうとしているということについては、もう少し記述していてもいいんじゃないかな。その辺は、大きなところですけども。あとは、細かなところありますけれども、終わります。

○田谷文子委員長

ほかにご質問等ございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○田谷文子委員長

それでは、ご質問等ないようですので、本件を締結いたします。

暫時休憩いたします。

休 憩 午後 0時09分

---

再 開 午後 0時11分

○田谷文子委員長

会議を再開いたします。

次に、かすみがうら市健康まつりの開催についてを議題といたします。

説明を求めます。

保健福祉部長 寺田茂孝君。

○保健福祉部長（寺田茂孝君）

まず、今回、追加案件に入れていただきましてありがとうございます。

市では、ことし3月に健康まちづくり宣言を行い、健康づくりに関するさまざまな取り組みを展開しているところでございます。

その一つといたしまして、かすみがうら市健康まつりの開催を計画しております。その内容につきまして、担当であります健康づくり増進課木村課長より説明しますので、よろしく願いいたします。

## ○田谷文子委員長

健康づくり増進課長 木村俊夫君。

## ○健康づくり増進課長（木村俊夫君）

本日はありがとうございます。大変申しわけございません、かすみがうら市健康まつりということで、私どものほうで企画をしております、これらについてのご説明をさせていただきたいと思っております。

先ほど、部長のほうからご挨拶がありましたように健康まちづくり宣言を本年の3月に行い、それに伴いまして、新しい事業を数々手がけてきているところでございます。その中で、今回、2月4日に健康まつりを開催したいということで、ご報告というかお話をしたいと思っております。

まず、目的でございますが、健康まちづくり宣言、これによりまして市民の健康に対する関心が集まってきております。その中で、新たな健康まつりを開催しまして、市民の疾病予防に対する意識、さらには健康に対する意識、こういったものを向上し、引いては健康寿命の延伸、こういった部分で図っていきたいというような6考えでございます。

こういったイベントを起爆剤にして、健康に関する意識、こういったものを向上していきたいというようなことでございます。

2つ目としまして、健康まつりの開催の内容の案でございますが、開催日時につきましては、先ほど申し上げましたように平成30年2月4日の日曜日、午前10時から午後3時まで会場をあじさい館と霞ヶ浦保健センターにて開催するというようなことで考えてございます。

開催の内容につきましては、テーマをがんについて考えましょうということで決めておりまして、主な行事内容につきましては、講演会、さらには検診の受診勧奨、感染症の予防の歯科口腔、介護、認知症、食育に関するイベントということで全て健康に関するもののイベントの内容を検討してございます。

主催におきましては、かすみがうら市の健康まつりの実行委員会としまして、土浦市、石岡市の医師会の先生方、さらには歯科医師会、薬剤師会、そういった専門的な方に実行委員になっていただきまして行いたいということでございます。

第1回目と申しますか、初めてのイベントでございますので、より専門性の高いもの、そういった事業を考えてございます。

また、5番目としまして、その他の部分でございますが、開催に当たりましては県のがん検診受診率向上補助金、こちらのほうの活用を予定しております、12月の本会議のほうで補正予算のほうのご説明をさせていただきたいということで考えてございます。

次のページを開いていただきますと、これは案としてのチラシの内容でございますが、かすみがうら市健康まつりの案としまして、がんについて考えるということで、先ほど申し上げましたように期日であるとか、場所であるとか、そういったものをこういったイメージでつくっていきたい。こんなことで、記してございます。

その次のページ、裏側を開いていただきますと、各種体験コーナー、現在、ご協力をいただく団体については交渉中でございますが、全部の事業が計画どおりに進めば30のイベントを行えるような形になってございます。

この中で、各種検診の受診勧奨に関するイベント、感染症予防に関するイベント、歯科口腔に関するイベント、介護・認知予防に関するイベント、さらにはお子様向けのイベントでありますとか、食育に関するイベント、それと健康づくり講演会、こういった形で考えてございます。

一つ、二つ例を申し上げますと、一番上のほうにCT搭載機による検査体験というのがございまして、これはバスを1台、バスの中にCTの撮影機を搭載したバスがございまして。それらを1台配車いたしまして、通常でありますと、疾病の部分的な部分、例えば病気にかかっている細胞でありますとかなんかを調べるためにCTとかなんかを行うのですが、そうではなくて、イベントとしまして、お腹を輪切りにしまして、内臓脂肪と皮下脂肪、こういったものを確認していただいて、ふだん見ることのできないCTの画像、そういったものを見ていただいて、健康づくりに何らかの形で考えていただけるような形にしたいというふうなことで考えてございます。

さらに、がん検診の受診率が大変低いものですから、これらについて大腸がんの検診の体験ということで、当日40歳以上の方、大腸がん検診の該当する方、その方には大腸がんの検体をお渡ししまして、後日回収するというようなことで、通常であります地区検診、そういったところに来ていただかないと大腸がんの検診は受けられないのですが、その場をお借りしまして、大腸がんの検体、そういったところでお配りして、大腸がん検診の受診率、こういったものを向上させていきたい、というようなことで考えております。

ミクロの世界体験ということで、がん細胞を顕微鏡で見るとか、そのほかちょっと興味を持っていただけるようなもの、そういったものを考えてございます。

講演会につきましては、がんを体験したがん体験者による講演会、こういったものを今、茨城放送さんのほうとちょっと詰めておりまして、開催していきたいということで、ちょっと考えております。また、講演会なのですが、音楽療法ということで、音楽療法による認知機能の予防の講演、こういったものを考えてございます。

私のほうからは以上です。大変申しわけございません。

#### ○田谷文子委員長

以上で説明が終わりました。

ただいまの件につきまして、ご質問等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いします。

古橋委員。

#### ○古橋智樹委員

場所をあじさい館と霞ヶ浦保健センターで、どちらか一つに絞れたほうが、移動が少なくていいんだけど、仕方がないのかな、これだけ事業やると。

あとは、チラシ、これよくつくった。これはこれでかわいくていいですけども、もっと食いつきよくなるように、チラシに手間暇、お金かけたほうがいいと思います。全戸配布するんでしょうから、だからせっかく一つ一つの写真をつけて、「ああこれやりたいな」と。これ内容は十分ありますから、見せ方ですよ。それせっかくやるんですから、もっと乗りがよくなるようにやってもらいたいのと、あともう一つ、要望ですから別に回答いいんですけども、薬剤師会とかも実際に人手出してやってくれるわけですから、余り共催とか後援とかとありきたりの表現をしないで。あとは健康まつり実行委員会というのも余り全面出ないで、病院がこれだけ多く出てきてやってくれる、事業者側にとってもこれだけ宣伝してくれているんだというタイアップをもっと、やる側も乗ってくれるようにやったほうがいいですよ。これだと、扱いが後援とかと何かがっかりしちゃうんで、逆にそういう事業所でもこのチラシ配りたくなるようなパンフレットを補助金幾らもらうのかわかりませんが、そういうふうにやっていただきたい。

#### ○田谷文子委員長

健康づくり増進課長 木村俊夫君。

○健康づくり増進課長（木村俊夫君）

今申したように、会場のほうが2つということで、ちょっとボリュームがあり過ぎるので考えたのですが、当日あじさい館と調整しまして、お風呂の部分をどうにかすると全部あじさい館の中でできるような形になりますので、今ちょっと検討中です。委員がおっしゃるように、私も分散するというようなこと当初考えたのですが、分散するとやっぱり人の流れが幾ら近くてもやっぱり歩くのが億劫になったりしてしまいますので、そこは一つでやるような形で考えております。

チラシについても今の貴重なご意見をいただきましたので、プロのほうにお任せして、イラストでやるとか写真でやるとかそういったものちょっとつくりたい。各戸配布で一応考えています。通常であると、これ1枚のぺらで裏表で出しますが、これはA4を二つ折りにして、こちらにお祭りの内容、こういった形、ここを会場内の案内、その中を開けると、中には全部の内容を説明できるような形でちょっと小さくなっちゃうんですけども。今回、土浦協同病院であるとか、神立病院であるとか、各協力団体のそれぞれのブースを全部設けますので、そこで全て宣伝していただくような形で伝えようかと考えております。

○田谷文子委員長

古橋委員。

○古橋智樹委員

せっかくだから、ポスターもその辺のスーパーに張ってあるぐらいの。

○田谷文子委員長

健康づくり増進課長 木村俊夫君。

○健康づくり増進課長（木村俊夫君）

そうですね、ポスターはA2の大きさを考えております。

○田谷文子委員長

設楽委員。

○設楽健夫委員

これの裏面の各種体験コーナーってあるでしょう。

これの費用とかそういうのはどういうふうになっているんですか。みんな無料ですか。

○田谷文子委員長

健康づくり増進課長 木村俊夫君。

○健康づくり増進課長（木村俊夫君）

大腸がんの検診は通常の検診と同じような形で500円いただくような形です。そのほかについてお金はいただきません。全てうちのほうや協力していただける団体の方をお願いするような形です。

ここで、一つピロリ菌の測定ということで、採血をする形です。それについて、来月12月1日から39歳の方を対象にピロリ菌の検査を行います。その前段として、ピロリ菌というものはどういうものなのかといったことをやる形になります。それについては、一応お金はいただくような形になります。お金をいただくのは、そちらの大腸がんピロリ以外はございません。

○田谷文子委員長

設楽委員。

○設楽健夫委員

チラシでつくってもらえますか。



○田谷文子委員長

健康づくり増進課長 木村俊夫君。

○健康づくり増進課長（木村俊夫君）

あととはできる人数とか整理券を配るとか、そんな細かいところを今から詰めなくちゃいけません。今月の28日に参加団体集めまして、あじさい館の中の部屋割りであるとか、自分たちが行っていく事業の内容ともう少し詳しい、ここに書いてあるような感じだと堅苦しいで、もうちょっと楽しんでいただけるようなネーミングを考えていきます。そういう形での会議を考えております。

○田谷文子委員長

設楽委員。

○設楽健夫委員

総予算は幾らぐらいですか。

○田谷文子委員長

健康づくり増進課長 木村俊夫君。

○健康づくり増進課長（木村俊夫君）

県のほうからいただく今回補正をさせていただき予算が100万円ですが、これは10分10でいただけます。さらに健康まつりの予算としまして、本来でありますと実行委員会のほうにお願いするような形で考えていたのですが、なかなか実行委員会というような組織が難しいです。現在、当初予算で組んでおります100万円、合わせて210万円程度、それと消耗品需用費、こういったもの全部で二百四、五十万円ぐらいになるかと思えます。

○田谷文子委員長

設楽委員。

○設楽健夫委員

もう一つ。先ほどの国民健康保険税の話を見せてもらいましたが、前に医療費の増大、茨城県で6番目ということで、どういう病気がこの第二医療区、土浦保健所、中でどういう病気が一番多いのか。どういう順番になって、医療費がなぜ上がっているのかというデータから検診になる前に健康増進といえますか、病気にならないような施策を出していく必要があるのではないかという話をさせてもらいました。今回、土浦保健所から、例えばこの土浦保健所管内でどういう病気が出ていると1年ぐらい前の会合のときには保健所の方が言っていましたから、そういうデータもできれば、こういう機会ですからどんどん受けていこうと。健康になって、医療費が下がっていけば一番いいですから。その辺もこれに入れてもらいたいと思うのですが。

○田谷文子委員長

健康づくり増進課長 木村俊夫君。

○健康づくり増進課長（木村俊夫君）

確かに委員のおっしゃるとおりであります。保健センターとしてのブースも1つ設けますので、土浦保健所には協力していけない部分であるところを周知し、検診の受診率の向上であるといったものについて事業を実施していきたいと考えております。

○田谷文子委員長

ほかにご質問等はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○田谷文子委員長

それでは、ご質問等ないようですので、これで執行部の皆様には退席をお願いいたします。  
暫時休憩いたします。

休 憩 午後 0時26分

---

再 開 午後 0時27分

○田谷文子委員長

それでは会議を再開いたします。

次にその他でございますが、教育長から依頼がありましたかすみがうら市学区審議会委員の推選についてをお願いします。

なお、任期につきましては、平成31年10月31日までとなりますことを申し添えていただきます。  
それでは、かすみがうら市学区審議会委員1名の推選をお願いいたします。  
古橋委員。

○古橋智樹委員

関連で、学区審議委員というのは委員長が出るのが一番だと思います。

○田谷文子委員長

本職でよろしいでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○田谷文子委員長

それでは、かすみがうら市学区審議会委員に私を推選することで議長に報告することといたします。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

そのほか、委員の皆さまから何かございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○田谷文子委員長

それではないようですので、以上で本日の文教厚生委員会を散会いたします。

散 会 午後 0時29分

かすみがうら市議会委員会条例第30条の規定により署名する。

文教厚生委員会委員長      田   谷   文   子